

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

2021年11月11日

低所得世帯への特別給付金の年内支給を求める再要請

会派 厚生労働部会

新型コロナに関する影響の長期化により、多くの国民の生活に困難が生じています。特に、低所得の住民税非課税世帯や新型コロナによる大幅減収世帯は生活に困窮し、より深刻な状況にあります。

私たちは住民税非課税の人や新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変した人などに1人あたり10万円の給付金を支給する法案を今年3月1日に提出し、その後も政府に給付金の支給を要請してきましたが、政府は拒んできました。

こうした中、与党は、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付等を実施することで合意したと報道されています。詳細は定かではありませんが、1人あたりではなく、1世帯あたり10万円とされている与党案では不十分です。そのため、住民税非課税の人に加え、新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変した人などにより幅広く1人あたり10万円を支給する法案を本日再提出しました。

低所得世帯の生活の状況に鑑みれば、一刻の猶予も許されないため、政府に対し、本法案を踏まえて以下の対応を行うよう、改めて強く要請致します。

要請事項

住民税非課税の人や新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変したことなどにより、生活を維持することが困難である人（一人暮らしの大学生等でアルバイト収入、仕送り等が大幅に減少し、生活の維持が困難となっている人も含む。約2,700万人）に1人あたり10万円の特別給付金を支給すること。その際、本年12月末までの支給を目指すこと。

以上